# 令和6年度 南島原市建設工事について

# 【説明内容】

- 1. 格付基準及び発注基準について
- 2. 最低制限価格等について
- 3. 電子入札について
- 4. 入札の留意事項について
- 5. 工事検査について
- 6. その他

# 1. 格付基準及び発注基準について

格付基準は、令和6年度見直しを行っておりません。

また、発注基準につきましては令和5年度に見直しを行い、令和6年度も 発注予定件数を精査した結果、同様の内容で実施します。

なお、参加資格につきましては、昨年度と同様に、土木一式工事及び建築一式工事については、市内本社を基本とします。ただし、市内本社だけでは競争性が保たれないと判断される場合は、市内委任先営業所等も対象とします。また、それ以外の工種につきましては、市外業者も参加することができますが、その場合は公告により参加資格を明記します。

# 令和5年度の入札状況 (カッコ内は一般競争入札)

・土木一式工事 108件(Aランク18件、Bランク27件、

Cランク6件)

※災害復旧工事23件、水道施設工事11件を含む

・建築一式工事 10件(Aランク1件、Bランク8件)

・とび、土工工事 4件(2件)※法面処理工事 5件(5件)

・電気工事・管工事・舗装工事11件(5件)9件(3件)9件(6件)

 ・解体工事
 7件(3件)

・その他 17件(13件)※鋼構造物、塗装、防水工事

# 《格付基準》

令和元年度に改正を行った「南島原市建設工事入札制度合理化対策要綱」の「等級別格付基準」に基づき、決定しています。

工事の		格付区分	左門亚拉宁戊二東京	++ 4= <del>2</del>	
種 類	等級 <b>総合数値(※</b> )		年間平均完成工事高	技術者	
	Α	800 点以上	150,000 千円以上	2 名以上(1級)	
土木   一式工事	В	650~799 点	50,000 千円以上	1	
八二爭	С	649 点以下	_	1	
7+4 445	Α	750 点以上	50,000 千円以上	2 名以上(1級)	
│建築 │一式工事	В	550~749 点	25,000 千円以上	_	
八二事	С	549 点以下	_	_	

※総合数値については、「客観的審査事項」と「主観的審査事項」の審査 点数の合計点数。基準日は3月31日とする。

### 【 客観的審査事項 】

建設業法第 27 条の 23 第 3 項に基づく経営事項審査結果の「総合評定値(P)」の通知日が、前々年7月1日から前年6月30日までのものとする。 (令和6年度は、令和4年7月1日から令和5年6月30日までのもの。)

※上記、基準日の経営事項審査とその後に新しく通知を受けられた経営事項審査で工種に変更があった場合において、工種の「追加」はできませんが、工種の「取下げ」の変更届を提出していただく必要がありますので、その内容確認を行うために新しい総合評定値「経審」の通知を受けたときは、必ず写しを提出してください。

「経審」の有効期限は、審査基準日から1年7カ月となっていますので、 提出がない場合、有効期限切れとなり、入札に参加できません。

### 【経営規模等評価結果通知書:総合評定値通知書(サンプル抜粋)】

○○建設(株)

○○ ○○ 殿

長崎県知事 許可 42-XXXXXX 号

審査基準日 令和4年7月1日~令和5年6月30日

F 777		総合評定値	完成工具	音の	元 藏 5	E RK	工事高及び技 技術業		異数		开点			点数
F可 医分	建設工事の種類	(P)	3年平均	(X1)	元請完成工事高 3年平均 -	68	(美智文書)				(Z)		115,445 -17,485	75
_	+ * - rt	221			27.706	3	( 8)	0		Coyle		利益額 罪点(X2)	17,485	54 63
	プレストレストコンクリート構造物	699	0	397	0	_		_			665	87 M (A2)		- 0.
$\neg$	18 35 — 1t						6 )	-					_	_
-	X I						(					その他の審査項目(社会性等)	数值等	sfit t
	A W						(					雇用保険加入の有無		9
16	とび・土工・コンクリート	652	0	397	0	0	( 0)	0	1	0	475	健康保険加入の有無		9
	法 面 奶 理	652	0	397	0						475	厚生年金保険加入の有無	- 1	9
161	石	647	0	397	0	0	( 0)	0	0	0	456	建設業選職金共済制度加入の有無	- 5	의
	屋根						( )	)				退職一時全制度若しくは企業年金制度導入の有無 法 定外 労働 災害 組 償制 度加 入の 有無	- 1	3
	類 気						( )					法定外労働災害補償制度加入の有無		ш,
RQ:	管	652	0	397	0	0	( 0)	0	1	0	475	27 MB 466 1E 07 EX 296	584	
	タイル・れんが・プロック						( )					民事再生法又は会社要生法の適用の有無 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	584	뒤
16	脚 網 遊 物	662	0		0	1	( 1)	0	0	0	515	建設業の営業継続の状況		ш.
10	個 機 上 部	662	0	397	0	_					515	防災協定の締結の有無	- 7	
	鉄筋					_	(	1				防災活動への貢献の状況		ш,
10	56 50	662	0		0	1	( 1)		- 0	0	515	智業停止処分の有無	#	
16	しゅんせつ	647	0	397	0	0	( 0)	0	0	0	456	#12 = #15 () (0) #15 #15		

### 【 主観的審査事項 】

主観的審査事項の審査は、次により行うものとしています。ただし、(3) 防災協定締結及び(4)消防団員数については、南島原市内に主たる営業所又 は委任を受けた営業所を設けて営業している建設業者のみに適用しています。

### (1) 工事成績 (最高60点)

基準日の前々年1月1日から前年12月31日までの2年間に完成した市 発注工事において、市が評定した工事成績を基に、各建設業者の工種別平 均点を算出し、次の表の成績区分のとおり付与点として加える。

成績区分	60 点未満	60 点以上 65 点未満	65 点以上 70 点未満	70 点以上 75 点未満	75 点以上 80 点未満	80 点以上	実績なし
付与点	-60 点	一30 点	0 点	20 点	40 点	60 点	0 点

<sup>※</sup> 令和6年度へ付与する工事の対象期間は、令和4年1月1日から令和5年 12月31日までに検査が完了した工事とする。

### (2) 信用度

基準日の前年1月1日から前年12月31日までに、不誠実な行為等により指名停止を受けた場合は、100点を限度として審査点数から減じる。

### (3) 防災協定締結 (10点)

基準日の属する年の3月1日までに、本市と災害等の発生時における 支援活動について定めた協定を締結している団体に加盟し、支援活動に 一定の役割を担う業者について10点を付与点として加える。

# (4) 消防団員数 (最高20点)

基準日の属する年の3月1日までに、代表者又は常勤従業員が南島原 市消防団に所属している業者に次の表の人数区分のとおり付与点として 加える。

人数区分	付与点
1人	10 点
2 人	15 点
3 人以上	20 点

# 《発注基準》

令和6年度の「発注基準」につきましては、令和5年度と同様です。

工事の 種 類	等級	請負工事標準額
	Α	4,000 万円以上
土木 一式工事	В	1,500 万円以上 4,000 万円未満
	С	1,500 万円未満
	Α	2,500 万円以上
建築 一式工事	В	1,000 万円以上 2,500 万円未満
	С	1,000 万円未満

# 2. 最低制限価格等について

建設工事の受注者の健全な育成と工事の品質確保及びダンピング受注防止を図るため、令和6年度に最低制限価格等の改正を行います。

## 【改正前】■令和6年3月31日まで

工事区分	最低制限設計価格 (履行確実性評価設計価格)
土木工事 鋼橋及び鋼製の横断歩道橋等 の工場製作工事 建築工事(建築関連の電気設備工事、機械設備工事を含む) 土木関連の電気設備工事、電 気通信設備工事、機械設備工事	設計金額の90%
建築関連の搬送設備工事及び 解体工事	設計金額の80%

# ランダム係数の範囲

事前	ランダム係数(予定基本価格)	$0.999 \sim 1.000 (-0.1\%)$
	ランダム係数(最低制限基本価格)	$0.999 \sim 1.001 (\pm 0.1\%)$
公開	ランダム係数(予定価格)	$0.999 \sim 1.000(-0.1\%)$
	ランダム係数(最低制限価格)	$0.995 \sim 1.005(\pm 0.5\%)$

# 【改正後】■令和6年4月1日から

工事区分	最低制限設計価格 (履行確実性評価設計価格)
全ての建設工事	設計金額の92%

### ランダム係数の範囲

事前 ランダム係数(予定基本価格) 0.999~1.000(-0.1%) ランダム係数(最低制限基本価格) 1.000~1.001(+0.1%) ※改正あり公開 ランダム係数(予定価格) 0.999~1.000(-0.1%) ランダム係数(最低制限価格) 1.000~1.010(+1.0%) ※改正あり

# 3. 電子入札について

# (1) 電子入札システムの状況

公正な入札、競争性の確保及び受注機会の拡大などを目的とし、平成 29 年度から本格的に運用を開始いたしましたが、業者各位のご協力により、 おおむね順調に実施されております。本年度も昨年度同様、一般競争入札において実施いたします。

### (2) 電子入札制度について

電子入札を行うための要綱については、「南島原市電子入札実施要綱」をもとに行っています。また、電子入札導入に伴う要綱・要領等につきましてもホームページでご案内いたしておりますので、ご確認ください。

### (3) 電子入札のシステムについて

全国で一般的に利用されている、「電子入札コアシステム」により実施 しています。また、本市におけるコアシステムへ連携するための基幹シ ステムは富士通(株)社製のものです。

【システム等に関するお問い合わせ】 (平日) 9:00~18:00 電子調達コールセンター ☎0570-011-311

### (4) 電子入札の対象について

「一般競争入札」を対象とします。

### 《令和5年度の実績》

(4月から) 一般競争入札で行う工事、建設コンサルタント等業務 《令和6年度の予定》

(4月から) 一般競争入札で行う工事、建設コンサルタント等業務

※令和5年度から発注基準の改正を行ったことに伴い、土木Cランク発注工事の一部が電子入札になります。また、工事全般の設計図書等資料については、「南島原市入札情報システム(PPI)」により配布(ダウンロードによる取得)いたします。(これまでと同様に、管財契約課窓口において、CD書き込みによる取得もできます。)

# 「入札情報システムについて] 利用時間(平日)6:00~23:00

建設工事の発注見通し、入札予定及び結果などについて、「入札情報システム」からご覧いただけます。<u>設計図書及び工事費内訳書等は、こちらからダ</u>ウンロードしてください。

ただし、図面数などが多く資料データが大容量の場合は、管財契約課での直接配布となりますので、その際は書き込み可能なCDを持参してください。 (注) USBメモリ等のフラッシュメモリは不可とします。

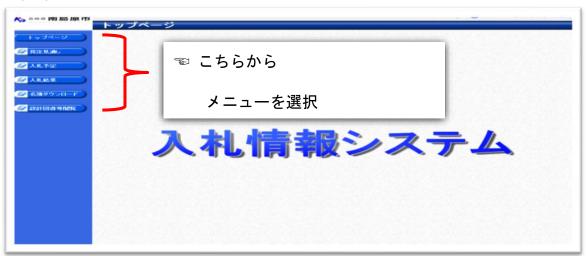
※入札情報システムにおいて、建設コンサルタント等業務の案件も掲載していきますので、案件の間違い等にご注意ください。

## 《南島原市ホームページ掲載場所》

市政 > 事業者向け > 入札・契約情報 > 入札情報 > 入札情報システム



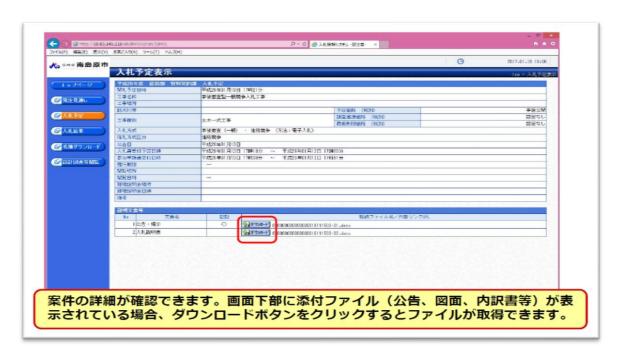
# (1)



# (2)「入札予定」を選択



# (3) 下記からダウンロード可能です



# 4. 入札の留意事項について

# 【電子入札の場合】

(1) 入札への参加について

### 一般競争入札

- ① 入札情報システムにおいて公告(公告日:火曜日又は金曜日)
- ② 公告及び設計図書等をダウンロードして内容を確認。
- ③ 公告掲載の参加条件を満たし、入札に参加希望する場合は、入札書 受付期間中に電子入札システムにより入札してください。 ※通常の場合、入札期間は3日間を設定しています。
- (注1) 入札金額及びくじ番号を入力し、入札書提出内容確認画面で入力内容 を十分に確認した上で入札してください。
- (注2) 入札書受付締切日時までに入札書が電子入札システムサーバーに記録 されるよう、余裕をもって行ってください。
- (**注3**) 入札書が正常に送信されたことを「入札書受信確認通知」で確認してください。
- (注4) 入札書提出(送信)後は、入札書の書換え、引換え又は撤回すること はできません。
- ※電子入札案件において、やむを得ない場合には「紙による入札」を行うこともできます。その場合は、公告及び入札執行通知書に示す入札書受付締切日の前日の正午までに、「紙入札移行承認申請書」(ホームページに掲載しています。)を管財契約課へ持参のうえ提出してください。

### (2) 入札説明書の質問について

設計書や特記仕様書などにおいて、入札に関する質問を受け付けますが、 必ず書面により質問してください。(電話による質問には回答できません)

- ① 工事担当課へFAX又は持参(FAXの場合、提出先に着信を確認し、 質問書原本を郵送又は持参により提出)
- ② 質問回答については、<u>入札情報システムに追加掲載して回答します</u>。 各社への質問回答のお知らせ通知はありませんので、<u>質問の回答期限</u> 後には、必ず入札情報システムにより確認してください。

(質問がなかった場合は何も追加掲載しません)

- ③ 再質問及び再質問の回答についても、①及び②の取扱いとなります。
- ※入札後、入札公告及び設計図書等についての不明を理由としての異議は申し立てることができませんので、不明な点は必ず質問書を提出してください。

# (3) 工事費内訳書について

- ① 入札書入力の際に添付して提出してください。この時、<u>他の工事の内</u> 訳書を添付間違いしないようにご注意ください。無効となります。
- ② 添付する内訳書のファイル形式は、エクセルファイルかPDFファイルとしてください。また、<u>送信できる容量が3メガバイト以内</u>となっていますのでご注意ください。

### (4) 予定価格、最低制限価格、開札状況について

予定価格及び最低制限価格の決定方法については、これまでと変更ありません。

- ① 開札後、「保留通知書」に予定価格等を記載し通知します。(不落除く)
- ② 疑義申立て期限終了後、(6)に記載の事後審査通知書の発行後に、開札状況とともに入札情報システムにより公開します。(不落を除く)

### (5) 不落・不調の場合について

「取止め通知書」により通知します。

### (6) 落札候補者等決定通知について

### 一般競争入札

- ① 落札候補者の決定については、疑義申立て期限後、電子入札システムにより通知します。
  - ·「事後審査通知書」 → 全応札者
  - ・「参加申請書提出依頼通知書」 → 落札候補者のみ
- ② 落札候補者は、競争参加資格審査申請書関係書類を<u>期限内に管財契約課窓口まで持参のうえ提出</u>してください。システム上、添付して送信可能な機能がありますが、契約図書の受け渡し及び契約打合せの必要があるため、必ず持参のうえ提出してください。

また、落札候補者が期限内に申請書を提出しなかった等の理由により、<u>落札候補者が次順位に移行した場合は、再度、事後審査通知</u>書と参加資格申請書提出依頼通知書が発行されます。これは、落札者が決定するまで繰り返し行われます。

- ③ 落札候補者から提出された申請書の審査後、落札決定となった場合、 電子入札システムにより通知します。
  - ·「落札者決定通知書」 → 全応札者
- ④ 通知書発行後、入札情報システムにより開札結果を公表します。

### (7) 電子入札開札時の立会いについて

入札参加者が開札への立会いを希望する場合は、「電子入札開札立会申込書」を、入札書受付締切日時までに管財契約課に提出してください。 ※開札立会い時には、予定価格のみの公表となります。

### [電子入札の際はご注意を!]

- 1. 公告内容を最終確認(入札参加要件、質問回答、入札期間など)
- 2. 添付する工事費内訳書の確認(他の工事のものではないですか?) ※ファイルをダウンロードする際、工事名の一部をファイル名にする などして、誤添付を防止してください。
- 3. 入札金額(入力金額)と工事費内訳書の合計金額は同じですか?
- 4. ICカードの更新期間中等は早めに「紙入札移行承認申請書」を提出

# 【紙入札の場合】(入札参加者が一堂に会しての従来の入札)

(1) 入札への参加について

# 一般競争<u>入札</u>

- ① ホームページにおいて公告(公告日:火曜日又は金曜日)
- ② 設計図書等の資料を入札情報システムからダウンロード。
- ③ 公告掲載の参加条件を満たし、入札に参加希望する場合は、<u>「競争参</u>加資格確認届出書」を提出(管財契約課窓口へ持参)。
- ④ 公告掲載の日時・場所に参集し、入札してください。

# 指名競争入札

- 入札執行通知書を郵送します。
- ② 設計図書等の資料を入札情報システムからダウンロード。 ※これまでと同様、CDと入札執行通知書持参のうえ管財契約課で 取得することもできます。
- ③ 入札執行通知書記載の日時・場所に参集して入札してください。

### (2) 入札説明書の質問について

設計書や特記仕様書などにおいて、入札に関する質問を受け付けますが、 必ず書面により質問してください。(電話による質問には回答できません)

- ① <u>**工事担当課へFAX又は持参**</u>(FAXの場合、提出先に着信を確認し、 質問書原本を郵送又は持参により提出)
- ② 工事担当課から全入札参加者にFAXで回答

- ③ 回答FAXの受領確認のため、返信してください。
- ④ 再質問及び再質問の回答についても、①、②、③の取扱いとなります。
- ※入札後、入札公告及び契約図書等資料についての不明を理由として異議を申し立てることはできませんので、不明な点は必ず質問書を提出してください。

### (3) 工事費内訳書について

- ① 入札書に添付することとし、入札用封筒に同封して提出してください。
- ② 原則として、記名は代表者としますが、代理人入札の場合は代理人の記名でも可とします。

### (4) 辞退届について(指名競争入札の場合)

<u>必ず、前日までに管財契約課に到着するように</u>提出してください。 辞退理由は必ず記載してください。

### (5) 予定価格・最低制限価格について

開札後、入札会場で予定価格、最低制限価格を公表します。 (不落・不調の場合を除く)

# (6) 落札候補者等決定通知について

#### 一般競争入札

- ① 入札会場において、第1~第3順位までの落札候補者を公表して落 札を保留。
- ② 疑義申立て期限後に、落札候補者を決定し通知する。
- ③ 落札候補者は、競争参加資格審査申請書関係書類を<u>期限内に管財契</u> <u>約課窓口まで持参のうえ提出</u>してください。 落札候補者が次順位に移行した場合は、対象者に通知します。
- ④ 落札候補者から提出された申請書の審査後、落札決定となった場合、 落札者決定通知書を全応札者に郵送します。

# 指名競争入札\_\_

- ① 入札会場において、落札候補者を決定し、落札を保留。
- ② 落札者の決定については、疑義申立てがない場合、疑義申立て期限日の翌日(土日、祝日等休日を除く)午前中までに疑義申立て提出による保留延長の連絡がなければ、落札決定となります。

# 【共通事項】

### (1) 入札書及び工事費内訳書について

- ① 入札者の「商号又は名称(会社名等)」を記載してください。
- ② 入札説明書に示した様式を使用してください。
  - ・自社独自の様式は使用しないでください。添付の必要もありません。
- ③ 入札金額と工事費内訳書の工事価格の欄は同じ額を記載してください。
  - ・異なっている場合は、無効となりますのでご注意ください。
- ④ 工事費内訳書への押印の必要はありません。
  - ・紙入札で実施する入札書については、押印が必要です。

## (2) くじによる落札者等の決定について

落札又は落札候補となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者又は落札候補者を決定します。なお、くじ引きを辞退することはできません。また、電子入札においては、電子くじにより落札候補者を決定します。

### (3) 契約の締結について

落札者は、落札通知を受けた日を含め7日以内に契約書及び必要書類を 管財契約課へ提出してください。期限を過ぎての契約書の提出は、原則受 け付けられませんので、十分注意してください。

また、落札したにもかかわらず契約を締結しなかったときは、落札金額 の 100 分の 5 に相当する額を損害金として市に納付しなければなりません。

### (4)類似工事適用に係る工事の落札決定について

一般競争入札(事後審査型)においての注意点として、一度、落札候補者として決定され、競争参加資格審査申請書を提出した後に、開札順位の早い類似工事の状況によって、落札候補者の変更の可能性があります。その場合、既に提出されている申請書の審査は行いません。

また、開札順位の早い工事から落札決定の保留を解除しますので、開札順位が早い工事で疑義申立てが提出された場合、同じ類似工事の他の工事も保留が継続する場合があります。

### (例えば)

### 類似工事適用

- - 1. A建設(株)
  - 2. B建設(株)
  - 3. C建設(株)
- ① ●●道路改良工事 ② ■■道路改良工事
  - 1. A建設(株)
  - 2. B建設(株)
  - 3. C建設(株)

この場合、A建設(株)は、開札順位の早い①の工事で落札候補者とな るため、②の工事では不適格となり次順位のB建設(株)が落札候補者と なります。しかし、①の工事が設計違算等により入札が無効となった場合、 ②の工事での落札候補者は、A建設(株)となります。

また、①の工事でA建設(株)が競争参加資格審査申請書を提出しなか った場合、①の工事の落札候補者が次順位のB建設(株)となり、既にB 建設(株)が②の工事の競争参加資格審査申請書を提出していても、審査 は行いません。さらに、②の工事の落札候補者も次順位の C 建設 (株) に 変更となります。

A建設(株)は、開札順位の早い①の工事で、一度、落札候補者となっ ているため、②の工事においては、落札者とはなり得ません。

※「工事分類表」により、類似工事を適用する場合があります。

#### (工事分類表)

工類	工  種
土木系 (10工種)	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、 舗装工事、しゅんせつ工事、造園工事、さく井工事、水道施設工事、解体
建築系 (19工種)	建築一式工事、大工工事、左官工事、屋根工事、電気工事、管工事、 タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、 塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事 電気通信工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事

# 5. 工事検査について (別紙 建設工事書類スリム化の手引き)

# 6. その他

### (1) 入札参加資格審査申請要領の注意点について

### ① 社会保険等の加入について

経営事項審査の審査項目の中の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の3項目について、「無」に該当しない者であること。(「適用除外(※)」は除く。)

### 下請負人に対する社会保険等未加入対策について

・公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険に加入し、法定 福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約相手方とすることが重要 であるため、下請負人等も含めた取り組みを推進します。

### ② 年度途中の格付けの変更について

申請時に提出された経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により3月31日に行ない、年度途中の格付けの変更はいたしません。

ただし、土木一式工事及び建築一式工事A等級については、技術者の欄の要件を満たさなくなった場合は、B等級に降格します。また、B等級 (降格した者を含む) については、年度途中の昇格はしません。

- ③ 年度途中の入札参加資格審査申請内容の変更について
  - ・本申請書類等の内容に変更が生じたときは、すみやかに変更届を提出してください。
  - 年度途中の業種(工種)の追加はできません。

### ④ 経営事項審査について

- ・新しい経営事項審査の通知を受けた時は、必ず写しを提出して下さい。
- ・新たな経営事項審査で、希望登録済みの工種の審査を受けなかった場合は、希望工種の取り下げの変更届を行って下さい。

#### (2) 入札会場での注意点について

- ・委任状や入札書等に記入・押印漏れがないか再度確認してください。
- 入札執行中は常に静粛にし、私語は慎んでください。
- ・携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしてください。

### (3) 契約書について

- ・契約書様式は、必ずホームページからダウンロードして最新のものを 使用してください。(現在の様式は令和5年4月1日以降の契約に使用 するもの)
- 「工事名」や「工事場所」について誤記載がないよう、ご注意ください。
- ・印紙は契約額の総額ではなく、消費税を除いた金額に相応する額です。

### (4) 現場代理人等の配置について

<u>現場代理人</u>については、施工上必要とされる労務管理、安全管理などを 行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければ なりませんが、一定の条件を満たす場合には兼務可能としています。

主任または監理技術者については、公共性のある工作物に関する重要な工事(請負金額 4,000 万円以上、建築一式工事については 8,000 万円以上)の場合、原則専任でなければなりませんが、一定の条件に該当する場合は兼務可能としておりますので、「技術者等の兼務表」により判断し、適切に配置してください。

ただし、兼務表については、元請け・下請けに関わらず該当しますので、 建設業法に違反することがないよう、注意して配置してください。

また、令和6年4月1日付けで南島原市建設工事執行規則を改正し、現場代理人等決定(変更)通知書の様式について、「現場代理人又は配置技術者」と「経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者」、「他の工事の現場代理人、配置技術者」との兼務の有無について記載する欄等の追加を行いました。

### 令和6年度 南島原市建設工事説明会

#### 現場代理人等決定(変更)通知書

年 月 日

南島原市長

様

受注者住所商号又は名称氏名

下記のとおり確認したうえ決定 (変更) したので通知します。

(A) 「経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者」と「現場代理人又は通置技術者」との兼務(該当に〇)

兼務はありません	
兼務があり、別途協議します	

記

工事番号 第 号

工事名

工事場所 南島原市 町

1 現場代理人 (8)「他の工事(国、県、市町、民間等全て)の現場代理人、配置技術者」との兼務(該当に〇)

氏名 (フリガナ)	生年月日	兼務はありません
		兼務があり、別途協議します

2 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者・監理技術者補佐

施工体制		技術者の区分		フリガナ) E月日)	資	格	登録番号又は 資格者証番号
直営	①全て自社施工	主任技術者					
	②下請総額 4,500万円未満	専任 非専任	(	生)			
一部下請施工	③下請総額 4,500万円以上 4,500万円未満	監理技術者 又は 特例監理技術者	(	生)			
	で監理技術者を配置する場合含む	監理技術者補佐	(	生)			

(C) 請負代金4,000万円 (建築一式工事は8,000万円) 以上の場合「他の工事(国、県、市町、民間等全て)の現場代理人、配置技術者」との兼務(該当に〇)

兼務はありません			
兼務があり、別途協議します			

3 専門技術者(工事の種類

工事)

氏名 (フリガナ)	生年月日	資 格	登録番号又は資格者証番号

#### 備考

- 1 建設業許可を受けている建設業者が施工する工事には、必ず「主任技術者」を選任すること。なお、請負金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上となる場合、配置技術者は工事ごとの「専任の」者を、下請代金の総額が4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上となる場合、主任技術者に代え「監理技術者」を選任する。
- 2 技術者の区分:主任技術者欄の「専任」「非専任」に○を付けること。
- 3 資格欄には、建設業法のうち該当するものを記入するとともに、当該工事に必要となる資格 者証等の写しを添付する。(実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること。)
- 4 監理技術者又は特例監理技術者については、監理技術者資格者証の写し(表・裏とも)及び 監理技術者講習修了証の写しを添付する。ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者証の 交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の写しの添付は要しない。
- 5 専門技術者とは、建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。
- 6 (A) (B) (C) 欄は兼務状況を確認するものであり、該当に○をすること。
- ※ 各項目の兼務については、別に定める通知に基づき発注者が認めた場合を除き、認めない。

#### 技術者等の兼務表

現場代理人、監理技術者又は主任技術者、営業所の専任技術者、経営業務の管理責任者の兼務について

〇兼務可

△兼務可条件付き

×兼務不可

		専任を要しない工事(注1)			専任を要する工事(注2)					
			現場代理人	主任・監理技 術者	営業所の専任 技術者・経営 業務の管理責 任者	現場代理人	主任·監理技 術者	営業所の専任 技術者・経営 業務の管理責 任者		
同 一 工 事	現場代理人			0	△ 注3		0	×		
	主任·監理技術者		0		△ 注4	0		×		
	営業所の専任技術者・経営 業務の管理責任者		△ 注3	△ 注4		×	×			
別途工事	専任を 要しない 工事(注 1)		△ 注5	△ 注6	△ 注3	×	△ 注7	△ 注3		
		主任·監理技術者	△ 注6	0	△ 注4	×	△ 注7	△ 注4		
	専任を 要する 工事(注 2)	現場代理人	×	×	×	×	×	×		
		主任·監理技術者	△ 注7	△ 注7	×	×	△ 注7	×		

- 注1: 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない工事とは、請負契約が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未 満の工事
- 注2: 主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事とは、請負契約が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以 上の工事
- 注3: 営業所の専任技術者、経営業務の管理責任者が兼務できるのは、兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること、所属建設業者と直接的に3カ月以上の雇用関係があること、かつ請負契約1千万円未満の場合で他に配置する者がいない場合には兼務可能。
- 注4: 営業所の専任技術者、経営業務の管理責任者が兼務できるのは、兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること、所属建設業者と直接的に3カ月以上の雇用関係があること。
- 注5: 5百万円未満の工事のみの場合は兼務可能、10km程度以内で請負金額が4,000万円未満(建築の場合8,000万円未満)の工事は、2件(災害復旧工事を含む場合は3件)まで兼務可能。※申請必要
- 注6: 請負金額が4,000万円未満(建築の場合8,000万円未満)の工事は、2件まで兼務可能。兼務する主任技術者は、1級、2級の国家資格を持つものに限る。
- 注7: 密接な関係があり10km程度以内の下請け金額が4,500万円未満(建築の場合7,000万円未満)の工事は、原則 2件まで兼務可能。兼務する主任技術者は、1級、2級の国家資格を持つものに限る。※申請必要

#### ◎ その他

- 1. 密接な関係のある工事(施工にあたり相互に調整を要する工事)
  - 例1 2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
  - 例2 相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの
  - 2. 工作物に一体性があり一方が随意契約の場合は合わせて1件と考えて兼務可能。
  - 3. 要件を満たしている場合でも、工事の内容、請負者の施工状況により兼務を承諾しない場合や取り消す場合がある。
- 4. 下請工事、民間工事との兼務についても同様に取り扱うこと